

**【指定基準チェック表（第3表） 記載要領】**

項目	記載要領	備考
実績判定期間の月数	実績判定期間の月数について、整数で記載してください（まる2年間の場合は「24」を記載）。	・実績判定期間に1月未満の端数があるときは、これを1月とします。（例：19月と10日⇒「20月」とする）
【ア】 年間1,000円以上の寄附者数	各事業年度において、該当する寄附者数を記載してください。	・1回当たりの寄附金額が千円未満であっても、複数回にわたる、あるいは生活を一にする複数人からの寄附金の合計が千円以上である場合は、1人として数えることができます。 ・原則として、社員の会費は寄附金の額から除きます。ただし、賛助会員のように「会員」という名称であっても対価性が認められない会費は寄附金とみなすことができます場合があります。（「対価性が認められない会費」とは、寄附金を支払ったことと引き換えに、物やサービスの提供がない状態をいいます。ただし、無料の法人機関誌等を配布する程度であれば対価性があるとはみなされません。） ・イ（ボランティア要件）を選択した場合は、この欄の記載は不要です。
うち、鳥取県民の数	寄附者数又はボランティアの数のうち、鳥取県内に住所を有する者の人数を記載してください。	・少なくとも1名は鳥取県民であることを求めています。1人もいない場合は指定を受けることができません。
【イ】 ボランティアの従事人数	各事業年度において、該当するボランティアの人数を記載してください。	・労働の対価が無償であるボランティアのみを数えます。（交通費等の実費相当分のみが支給される場合にあっては、1人として数えることができます。） ・ア（寄附金要件）を選択した場合は、この欄の記載は不要です。

**【添付書類】**

- ・寄附者名簿又はボランティア活動者名簿

**【その他注意事項】**

- ・寄附者又はボランティアが法人の役員又は社員等と関係のある者であるかどうかを確認するため、過去の役員名簿等について別途確認させていただく場合があります。
- ・寄附金については、各寄附者から寄附金を受領したことが分かる資料（会計帳簿、領収書の写し等）を確認させていただくとともに、寄附者本人への確認をさせていただく場合があります。
- ・ボランティアについては、当該各人がボランティアとして参加したことが分かる資料（ボランティアの募集・応募に係る書類、ボランティア活動に携わった日・時間帯や活動内容等を示す書類）を確認させていただくとともに、ボランティア本人への確認をさせていただく場合があります。
- ・判断が難しい事例については東部地域振興事務所又は各総合事務所にお問い合わせください。